
児童虐待問題における当事者と家族の往還

—臨床社会学の視点から—

岩川 幸治

近年、家族への関心は高まり、家族が問題を抱えていることを起点として、家族の再統合や再生が叫ばれる。児童虐待においても、同様のことが指摘されている。では、児童虐待で問題を抱えた家族には、解決に際しどのように意味が付されるのだろうか。

虐待に対する解決の企図は、子どもの権利の尊重に鑑みることから始まる。そして、被害者という視点を打ち出し、その対照をなす加害者を視野に入れながら、問題の当事者という論点を導き出す。虐待が問題であるという判断が無ければ、当事者を中心にして問題を構成することは難しい。そこで、問題が起きている場である家族に目を向け、その問題に解釈を加える第三者が登場する。では、問題の解釈と解決との結びつきを考えるために、問題解決の実践を指向する臨床社会学に注目すると、第三者による問題の解釈は、いかにして当事者と家族とを包摂しつつ、解決へと向かうのだろうか。

家族を前提にすることで当事者の存在が現れる家族システムアプローチでは、第三者による問題への介入により、問題だと考えられる原因の対象や範囲を拡大し解決を試みる。一方、家族ではなく当事者自身が問題を描くと、問題そのものが対象となり、当事者の語りによって構成される物語から、新たな解釈の地平が模索される。語るという自己言及は、当事者が家族との関係を考えるための方法を要請し、第三者はその環境を整える手助けをする役割を負う。

キーワード：児童虐待、当事者、家族、第三者、臨床社会学

1. はじめに

家族は問題を抱えている。もちろん、家族が問題を抱えないわけではないし、そのような状態を想像できるということでもない。ここで言いたいことは、家族が問題を抱えていることに、重要な意味が与えられているのではないかということである。

われわれの目にとまる家族にまつわる現象を見てみると、このことを意識することができる。虐待をめぐり取り上げられる家族には、虐待という行為を通して「問題」の解読作業が行われ、「問題」を解決するための契機が与えられた。そして、「問題」を解決するためには、「問題を抱えた家族の再統合」が効果的な方法としてあげられ、最終的に「理想としての家族」や「家族らしさ」を目指すために必要な方向性が示されるのである。また、問題を抱えた家族が再統合されなければなら

ない状態にあると注視することは、関係を築くことができない親と子どもの存在を露にした。ここでは適切な親子関係を築くために、「問題を抱えた家族」を「支援する」「援助する」ことを目標とした第三者による介入という視点が導入され、家族を「再統合」するきっかけが見出されるのである。

では、なぜ「家族の再統合」に関心が集まるようになったのだろうか。それは、2004年に施行された児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律で、親子の再統合への配慮が明記されたことにある^⑩。背景には、子どもの権利を尊重することと、子どもが生活する場である家族とが、密接に関係していると考えられたことがあり、このことは虐待から子どもを救うために、虐待が生じる構造を見直す必要に迫られたという事情によると思われる。

虐待が増加の一途を辿っていることが明らかにされるなか、虐待から子どもを救うことは急務であり、このことを第一に考えなければならない。最優先しなければならないことは、虐待の加害者である親（保護者）から、子どもを引き離すことである。しかし、被害にあっている子どもだけに目を向けていたのでは問題の解決はままならない。加害者が虐待に向き合うきっかけを作り、虐待をしているという意識をもたなければ、問題を改善することは難しい。虐待が増加しているという現状を改善するためには、問題を俯瞰する対象を加害者と被害者の双方にひろげ、虐待が起こっている場である家族に目を向けることが必要である。問題を抱えた家族が問題と向き合い、良好な関係を築けるように家族を再編成するという意味において、家族の再統合は求められているのである。

また、児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律では、夫婦関係が子どもに及ぼす影響がクローズアップされ、夫婦間における暴力（ドメスティック・バイオレンス）が子どもの情緒面に影響を与える可能性についても触れられた^⑪。虐待という問題を解決し、親と子どもが良好な関係を築き、維持していくためには、夫婦関係のあり方が重要なファクターとして機能することが示されたのである。

以上のことから、問題を解決するための巣窟として家族はその重要性を増し、家族に寄せられる期待は大きいといえるだろう。家族の関係性を問い合わせし、多分に解釈できる余地があることを確認することによって、家族は再編を促される機会を得て、問題を解決するための重要な役割を担うことになる。こうして、家族の関係性の問い合わせが呼ばれるとき、問題を抱えている家族は議論の対象となる。議論の先に見据えられるのは、家族が直面している問題に対して新たな解釈を施し、問題とされている状態から脱却するために道を拓いていくことである。

本稿では、虐待という問題を解決するにあたり、いかに問題と家族とが関係づけられるのかを探ることを目的とする。まず、問題の解決へ向けられる関心が当事者であることに注目し、問題の当事者がどのようにして浮上してくるのかについて考察をする（2章）。そして、当事者の存在をより明確化するために、問題が起こっている場である家族に問題解決の糸口が見出され、第三者による問題への解釈がその糸口をほぐす役割を果たすことを述べる。そのさい、第三者による問題の解釈として、問題解決の実践を指向する臨床社会学に注目する。第三者を擁し、当事者と家族との関係から問題が構造化される場合、力点を家族に置くのか（3章）、それとも当事者に置くのか（4章）、その違いによって生じる問題の解釈について検討したい。以上により、虐待をめぐる問題の構成が、

当事者と家族とを往還させ、どのような意味を与えているのかを描き出すことを目指す（5章）。

2. 「問題の当事者」という視点

「問題を抱えた家族」の問題を解決するためには、誰にとって、何が、どのように問題であるのかを明らかにすることが必須である。そこで、まず「家族の問題」をめぐり対象者がいかに措定されるのかを探り、問題と対象者とがいかに結びついて語られるのかを理解したい。その手がかりを得るために、家族が問題であるかどうかの基準が、家族の内実に向けられるという現状（山田昌弘 2000）に注目する。なぜなら、近年、問題を抱えた家族は「こころ」に焦点があてられ、「こころの問題」として語られることが多いからである。家族の内実への注目は、家族内での感情の交錯点を解き明かし、いかにして家族に質的評価が下されるのか教えてくれる手はずを整える。

「こころ」が家族の問題を語る際に関心の対象となるとき、被害者の内面・精神面を表す「こころ」という実体に即して、「こころ」のありようを探り、問題を解決するための解明が進められてきた。「こころ」というキーワードは、われわれを「問題を抱えている家族」へと誘い、家族関係の質に変化をもたらす動因を作り出す。しかし、一方で、「こころ」を実体として扱い、問題にアプローチすることの困難さが指摘される。

「こころ」が過度にやされ人格崇拜化が高度化した社会では、人格の神聖さにおいて親も子どもも対等であり、お互いに人格に配慮することが当然のこととなる。このことを森（2000）は、悪いと思いながら子どもに暴力を振るってしまう母親が、子どもが謝ると怒りが消えるという事実から引き出す。この事実は、子どもが人格に無配慮であることに怒りの原因があるからこそ、子どもが謝ることによって自分の人格に配慮してくれると怒りが消えると解釈できる（森 2000）。また、親が子どもに対して取っている行為が、親がその行為に込めた意味と整合性がとれなければならないことを意味している。そう考えると、虐待は「こころ」という個人の内面に反応する問題というよりも、行為者の意味に基づく行為だといえるだろう。

虐待が行為者の意味によって構成されるものだと照準化されると、「こころ」に問題を抱えた人びとは、様々な関係の網の目の中に置かれ、何が問題であるのかを被害者自身で表現する言葉を獲得し、問題を明らかにするという選択肢を創り出す。問題の被害者自身が自分の内面に対する意味づけを行い、解釈を加えていくことで、問題が今までと別の姿をみせるようになっていくのである。被害者による問題の意味づけは、虐待という行為における被害者と加害者とを明確に区別し、問題の構図を分かりやすくすることに意義がある。被害者と加害者という問題の当事者という視点を打ち出し、問題の見方が被害者・加害者によって異なることを明示することで、問題の当事者が問題を定義することの重要性を訴えることができる。議論の出発点は、当事者が主観的に「問題」と設定する状況をもとに、「問題」内容を吟味し、必要に応じてその解決を目指していくことにおかれる（内田 2002）。

虐待に寄せられる関心の基本的な軸を成すものは、さきに触れた児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律に見るように、どのようにすれば子どもを虐待から保護するこ

とができるのか、虐待を早期に発見し未然に防ぐにはどうすればいいのか、その方法を考えることである。じっさいに、立脚地を「子どもの保護」や「虐待の早期発見と予防」に定め、子どもを救うことを訴えたものは枚挙に暇がない⁽³⁾。当事者による問題の解決に重きをおくことによって、被害者である子どもの側から虐待に対する意味が加えられ、子どもを保護するために、親から子どもを引き離すという強制権の行使が妥当なものとして現実味を帯びてくるのである。

ところで、ここで問題となっている「当事者」とは、一体どのような人を指すのであろうか。中西・上野（2003）は、現在おかれている状態を、こうあってほしいと望む状態に対する不足ととらえて、新しい現実をつくりだそうという構想力を持ったとき、自分のニーズとは何かがわかり、はじめて当事者になると述べる。子どもが当事者になるという視点は、「子どもの権利の尊重」や「人権尊重」という理念と相まって、虐待から子どもを救う手段として、また子どもの側から虐待を問題として解釈するという点において、その効力を發揮する。

しかし、現在おかれている状況に異議を申し立て、新たな現実をつくりだすために具体的な構想力を持つことを、子どもが容易にできるとは限らない。また、被害者である子どもによる虐待に対する意味づけだけでは、子どもが規定した行為が虐待として認知されるかどうか定かではない。おまけに、子どもが虐待の当事者であるという視点を獲得できなければ、虐待という事実が顕在化しない可能性さえある。そこで、加害者である大人に目を転じ、加害者である大人の側から定義される行為を、虐待だと解釈することができる可能性とつきあわせ、問題となっている行為の意味を問い合わせることが必要となってくるのである。虐待であるという被害者からの意味づけを確かなものにするために、加害者による意味づけを相対化し再解釈を要請することは、子どもが自分の抱えている問題を語る機会を増やし、問題とされる状態からの解放が現実となる可能性を高める。こうして、加害者による行為を再定義する試みは展開していく。

では、加害者による虐待の意味づけを浮かび上がらせるために、どのような方法がとられるのであろうか。ここで重要なことは、あくまでも加害者と被害者という構図を明確にする方法を、いかに見出すのかということにある。有効な手段として、加害者であることの意識化と、加害者から脱却するための方法を提示することが挙げられる。加害者であるという意識化は、虐待へと及んでしまう原因の特定や、虐待を回避するために効果的だと思われる方法を提示する。それを受け、加害者が虐待から身を退け、加害者から脱却できるように、多少なりとも影響を与える議論が展開され、加害者による虐待の再解釈は行われるのである。

虐待の加害者となってしまう原因として、家族という孤立した空間で、親と子どもとが関係を築くうえで困難な状況にあることが指摘される。親という役割から距離をとったり、子どもや配偶者等との関係を相対化できないような状況に、親が陥ってしまうのである。三歳児神話（大日向 2000）、母性愛神話（江上 2004；大日向 2002a, 2002bなど）、子育ての孤立化などを具体的な関数として根拠は示され、これらの神話から母親を解放するために突破口は模索される。また、時間軸を拡りどころにした、子どもの頃に虐待された経験が親になった時にも引き継がれる世代間連鎖という観念の問題点をめぐる言及（小木曾 2004；八木・吉野・苅野 2006）を通して、虐待が起きるメカニズムは追求されていく⁽⁴⁾。このように、虐待が生じる要素を徹底して抽出することによって、子育

てを家族だけでするのではなく、地域や保育園・幼稚園・学校などを巻き込んで連携することの必要性が説かれるのである。また、保健師、児童相談所、民生委員、児童福祉司、福祉事務所など、虐待を発見する立場にある人びとの連携によって、虐待を軽減できる展望が開けてくる。

以上のように、親と子どもが良好な関係を築くための環境を整備し、様々な立場の人たちが問題を抱えた家族に目配りすることが重視されているといえるだろう。さらに、虐待という問題の解決にあたって、加害者を一方的に責め立てて問題を糾弾するのではなく、加害者を支援しながら問題となる原因の究明と解決策を示すことに意義が求められていることがわかる。被害者と加害者がそれぞれに描く意味を搖さぶり、家族関係のあり方やシステムに修正を加えることに目標は設定されている。

この目標の設定には、家族が常に安穏な場所であるとは限らず、抑圧の場となりうるという指摘（山田1994）が大きな役割を果たしている。なぜなら、今まで当たり前のこととして疑う余地のなかった愛情という名の下に正しいと規定された行為が、実は家族を危機的な状態に陥れる行為として解釈することができるという可能性が見出されたからである。家族内での権力関係を背景に、強者（加害者）から弱者（被害者）に対して行われる「殴る」という行為に、これまで「愛情」という意味が付されていた。しかし、弱者から行為を定義することによって、「殴る」という行為が、暴力であり虐待であるという、愛情とは別の意味を与えることができるようになった。このように、被害者という視点は、愛情と結びついていた「殴る」という行為を、暴力として読み直すこと可能とした。虐待という行為を、愛情と呼ぶのか、それとも暴力と呼ぶのかについては、「名づけにまつわる権力性の問題」（信田 2002:26）を孕むものとして顕在化したのである。

また、「殴る」という行為に愛情以外の意味を付与することは、強者、弱者という当事者性の獲得へつながり、「殴る—殴られる」という、一方が他方を支配するという関係が結ばれていることを証明する。当事者たちによる虐待という意味の再解釈は、家族が「愛情共同体」であるという常識を解体し、家族観を相対化することを射程に收めることで、家族観の転換を図ることを要求するのである（信田 2001）。

3. 家族システムによる「問題」の構成

家族の内実に対する注目は、家族観の見直しを迫り、家族関係の質的変化を喚起する。虐待が暴力であるという解釈の表面化、そしてその自明性によって新たになった家族観と現実とが調和を保つには、弱い立場にある当事者から出来事を解釈していくことが条件であった。殴られている人間が、自分に起こっている出来事の当事者であると意識すれば（当事者性を持つことによって）、そこで起こっている出来事を自分の問題として考えることができる。当事者性を獲得することによって、問題は鮮明となる機会を得て、問題を抱えている人が外部に援助を求めたり、また問題を抱えている人に外部から援助することが意味のあるものとなってくる。「援助する」という意味の浮上は、家族内で生じている問題を暴きだし、解決する精度をあげる有効な方法として、その期待を一身に背負う。そうすると、当事者性に注目するだけでは十分とは言えず、家族への第三者による介入が鍵

を握るのである（信田 2002）。

家族に介入するにあたり、第三者が介入しなければならない状態に家族があることが説明されなければならない。このことを考えるにあたって、家族問題が家族システムの機能不全に帰する問題として語られることに注目する。虐待が生じる家族システムの要因は、家族の私事化が肥大化したこと（畠中 2000a, 2000b）や、家族内での規範が希薄化したこと（畠中 2000b；井上 1995）など、現代社会の変化が現代家族の特質をもたらしたとして説明される。このような状況において、家族関係が立ちゆかなくなると、家族問題の判定を家族内で下すことはおぼつかなくなり、家族問題を「診断する」ことを自覚することは、家族システムを改善へと導いていく。ここでいう「診断」とは、事前評価（assessment），介入（intervention），事後評価（evaluation），という一連の過程を通じて、個人と環境をめぐる布置関係の確認を行う作業を指す（畠中 2000a, 2000b）。「診断する」作業は、実践や臨床という専門性をもった第三者との親和を高めることで、社会変化を促す誘因となり、機能不全に陥った家族システムを変革する手立てを提供するのである。

実践や臨床の根柢となる専門性が、「問題の主役は当事者である」ということを前提にするのであれば、「介入」はこのことに注意を向けなければならない。それゆえに、当事者が問題を定義することと、第三者による問題の「診断」との折り合いをどのようにつけ、「介入」を位置づけるのかということを考える必要がある。ポイントは、いかに第三者による「診断」に、第三者からの客観的視点ではなく、当事者による主観的視点をとりいれるのかにある。つまり、実践や臨床という専門性を確保しつつ、かつ当事者が問題の主役となるように、問題をめぐるやりとりの場をいかに設定できるのかが重要なのだ。

では、「介入」とはいかになされるのであろうか。畠中（2000c）は、「介入」とは、問題の渦中にいる人は、「主体的な側面」と「社会的制約を受けている側面」とのバランスを欠くため、このバランスを調整し、均衡を保てるようにすることだと指摘する。社会的制約を受けている側面とは、貧困や低収入などの経済面における困窮さ、世帯類型、住環境、職業・雇用形態など多岐にわたり、それらの違いが児童虐待の発生頻度や深刻さを生む事態を指す（山野 2006）。よって、介入が行われる対象は、個人、家族、地域グループ、政府組織など広範に及び、それぞれが相互作用する環境によって問題が定義されるため、「介入」は、ミクロ、マクロ、メゾの多次元レベルで展開されなければならない（井上 2004；杉井 2000；山田浩 2000）。問題が多次元に定義されるということは、対象者によって問題の定義が異なる蓋然性が高くなることを意味する。そのため、当事者たちによる問題の定義自体（主観的認識）を相対化し、当事者たちが問題を共有できるような下地を作らなければならない。その調整役として第三者には、問題を発生させる文脈を探りあて、問題の当事者同士で「問題の定義」を共有し、問題を解決するための方途を示す役割が充てられるのである。

第三者と当事者との関係においても、問題を定義し共有する上で、慎重を期すべき点が指摘される。それは、第三者が「介入」するに際し、第三者と当事者とは問題の解釈の仕方が異なる可能性があることを念頭におき、第三者は個人の人権を尊重するという「倫理」を遵守しなければならない（畠中 2000c）ということである。また、介入することによって、当事者が自己決定する権利が軽視されてはならず、問題を抱えている人が自分で問題を解決できるように、その資源をひろげる

手助けをすることだ（冬木 2000）と、介入の意味は確認される。このように、「倫理」「自己決定」といった概念を用いることで、「介入」が「当事者」による問題の解決という視点を失わないよう、細心の注意は払われる所以である。

以上のことから、問題をめぐる要因の多様性と対象者の拡大により、問題を解決するための抽象度は増し、多様な観点から問題にアプローチしなければならないといえるだろう。注意点は、第三者（専門家）による調整と、第三者が「倫理」「自己決定」に配慮することであった。当事者と第三者という両眼による問題への敷衍は、曖昧な虐待という行為の境界を画定していく。虐待が指示する内容は当事者と第三者の解釈に依存し、第三者と当事者との関係にいかに虐待という行為に対する戦略や意図がもたらされているのか、いわば、両者によって虐待という行為が扱われる場（状況）に、虐待の定義は委ねられるのである（内田 2002）。では、当事者と第三者が虐待を意味づけていく作業とは、どのような行為だといえるのであろうか。

虐待という行為が家族システムの問題に準拠してとらえられるとき、第三者の介入は虐待という行為を臨床・実践という治療の場に載せる。家族システムに支障をきたした家族が、その状態から抜け出すには、入り組んだ状態にある虐待の原因究明と、当事者間やその関係者との問題の共有化を通して、今までとは異なった解釈が必要であった。家族に代わって第三者が総合的に問題を診断することで新たな解釈は施され、そうすることで複雑な様相を呈した虐待は姿を現し、家族システムは回復へと向かう。

ここで注意しなければならないことは、虐待が家族システムに問題をもつと説明されるとき、家族はシステムに障害をきたし機能不全に陥っていることが、前提になってしまっているということである。家族システムに支障をきたした家族が客観的事実として存在し、家族システムがうまくいかないいくつかの要素の連関を見ながら問題は構成されていく。虐待という行為が第三者によって相対化されることで、虐待という行為は当事者たちの手からいったん離れ、問題は今までとは異なった解釈を得ることができる。そして、問題の当事者たちがどうしたらしいのか自己決定をすることができるという図式が成立するのである。虐待に付随している意味を洗い出すという作業が、第三者との結びつきを所与とすると、当事者にとっての意味と第三者にとっての意味の隔たりが生じることについて検討が必要であろう。ところが、家族システムへの注目は、第三者が主導権を握り、問題の当事者が存在するという前提を内包しながら、問題を構成していく。問題を相対化するという作業を、第三者ではなく当事者の問題に対する自己言及性にあてがうと、問題の構成や意味とは異なる可能性があるだろう。では、問題に対する当事者の自己言及性に注目したとき、いかにして当事者は問題の当事者たりえるのか、また当事者と問題とはどのように関連づけられるのか、次章で検討したい。

4. 当事者の語りによる「問題」の構成

家族システムに注目し、問題が構造化されるとき、第三者と家族とが結びつくことで当事者がみえてきた。第三者による問題の水路づけから、問題と家族とが結びつきを強めると、当事者は問題

から外在化され、そこから問題の定義を試みることとなった。しかし、問題の中心を家族ではなく当事者に移すと、つまり「問題の主役は当事者である」という臨床・実践の前提が、家族ではなく当事者を求心力とするとき、問題の扱いや問題をめぐる人びとの配置が変わってくる。そこで焦点を、問題を語るうえで多様な関係へと還元されていた当事者から、当事者の自己自身への関係や自己言及的な関係（浅野 2001）へとずらし、当事者が問題を構成していくことについて考えたい。考察をすすめるにあたり、当事者の語りに注目して問題が構成される過程を説明する、ナラティヴ・セラピーを足場とする。なお、本章では第三者をセラピスト、当事者をクライエントとして考察をする。

ナラティヴ・セラピーとは、人の人生の意味に注目し、それを物語的手法で理解する考え方であり（小森・野村 2003）、人が人生を生きるとき、文脈に即して自分の経験を意味づけており、それらの経験はいくつもの物語として構成されるという認識に依拠している（White 1995=2000）。物語として経験や意味が紡ぎだされていくことは、当事者は自分のことを語る言説によって構成されていくことを意味する（野口 2005）。ゆえに、問題が物語からいかに現れるのか、またどのような構成要素から成るのかを追っていくには、当事者による問題の語り自体を問うことから始めなければならない。そうすることで、当事者が自分について語る言説から、当事者やその当事者が解釈した問題がいかに構成されているのかが見えてくる。第三者ではなく当事者みずからが問題を語り、その意味を物語として構成し現実化していくためには、問題をめぐる省察が必要なのである。

特定の誰かに帰属する特徴として、またそれが原因で生じる人間関係の歪みとして、問題の解決が困難を極めるという描写から、まずは問題を解放しなければならない。そこで着眼点を、問題の原因を特定の個人に帰属するものとしてとらえるのではなく、問題そのものが問題であるという発想へと切り替える。つまり、問題に対する見方そのものが問題を差し出す切り口となるのである。問題が特定の個人を原因とする語りから切り離され外在化されたとき、当事者は新たに問題に対峙することができる。問題が外在化されるとは、人々にとって耐えがたい問題を客觀化または人格化するように人々を励まし、問題に備わっていた固有性（問題とみなされていた人や人間関係による規定）を解放し、問題が限定した意味を失っていく過程である（White and Epston 1990=1992）。第三者ではなく当事者が問題を外在化する過程において、当事者による物語の叙述（スタイル）の変化は、今まで問題を支配していたストーリー（ドミナントストーリー）から、「語り得ないもの」（浅野 2001）が掘り起こされる可能性を秘めたオルタナティブストーリーを生み出す。

当事者にとって今までたりまえであった問題を、外在化という指標で測ることで、問題に新たな解釈の余地が生まれ、問題は変化する対象となる。新たな枠組みで解釈された問題を当事者が内在化することができれば、問題は解消へと向かう。「語り得ないもの」とは、「自己物語の外側でなく内側にある変化へのきっかけ」であり、「まさに自己物語のただ中に現れてくるようなものであり、自己物語が達成しようとする一貫性や完結性を内側からつき崩してしまうようなもの」（浅野 2001：15）なのである。このことから、セラピーという治療の場を、人間関係を起点として問題の解消に接近するのではなく、当事者が自己物語を紡いでいくことによって問題に接近する場だとみることができる。当事者自身が自分を定義し、アイデンティティを追認するには、問題の外在化を

通じ物語を読み直すことに意義が求められるのである。

それでは、問題を外在化する過程において、第三者はどのように位置づけられるのだろうか。このことを理解するには、第三者の立場を明確にしなければならない。基本的な立場として、第三者は、専門家として客観的な視点からではなく、当事者による意味づけという主観的側面から問題をとらえるよう努めなければならないことが挙げられる。第三者は、当事者を専門家と位置づけ、当事者が生きてきた人生について何も知らないという「無知の姿勢」⁽⁵⁾ (Anderson and Goolishian 1992=1997; Anderson 1997=2001) を貫き、当事者と会話を展開していく。第三者が優位ではない関係を築くことを前提にして、当事者が「他者との会話のなかで生み出され経験される『意味』に注目する」(Anderson and Goolishian 1992=1997:62) ことで問題が見出されるのである。そうでなければ、問題の解釈は第三者に委ねられ、第三者の言葉で語られたものが問題として存在することになってしまう。第三者によって規定された言葉ではなく、当事者の語りによる言葉、そして当事者と第三者との対話から、問題の意味は生成されていく。第三者の役割とは、対話の空間を押し広げ、対話を促進することであり（野口 2001）、「相互交流の中で、アイデアの交換を通じて今までとは異なる新しい意味を発展させ、問題を正面から『解決せずに解消する』」(Gergen and Kei 1992=1997) ことなのである。

こうして、当事者と第三者とが共同で作り上げた物語を現実化することによって、当事者はみずからの経験に意味とまとまりを与え、そして構成された現実を通してみずからの人生を理解し生きるという了解が得られるのである (Anderson and Goolishian 1992=1997)。ナラティヴ・セラピーでは、当事者と第三者の対話を通じて、問題を再構成し直すために物語の書き換えを行い、人生を再著述することが目的だと言える (White 1995=2000)。物語を書き換えることができるのは、当事者の語りのなかに「語り得ないもの」が隠蔽されている公算が高いからである。当事者を起点にした治療空間における問題は、「家族によって識別されるのではなく、『問題』の意味を共同で創造し発展させていくことで識別される」(Anderson and Goolishian 1992=1997:62)。

ナラティヴ・セラピーは、当事者たちが意味づける問題に変化をもたらし、新たに照射する選択肢を探るための準備を整える。それは、第三者が当事者が描く問題に介在することで、固定されていた虐待という現実を流動化するのに役立つ（野口 2001）。家族という枠組みで問題を捉え、家族システムを万能なものにすることによって解決をみるのではなく、当事者に光をあて、問題と向き合う環境を整えることに重点をおくのである。では、当事者を中心として問題を見渡すと、家族と当事者とはどのように関係づけられるのだろうか。

5. 「問題の語り」における当事者と家族の関係

問題を抱えている当事者が問題を語ることによって、問題は今まで与えられていた意味の振り返りと問い合わせという権利を得た。そして、問題の解釈からは外されていた当事者の経験や意味という要素が、新たに問題を解釈する枠組みとなった。この過程で家族が姿を見せることもあるだろうし、そうでない場合もある。当事者が自分の問題をいかに意味づけ規定し解消していくのか、自己

への再帰性が求められるなかに、家族は局在している。虐待という問題を抱えている家族に対して、その当事者たち（被害者・加害者）を無視し、家族の再統合や再生は目的とはされない。なぜなら、家族というシステムそのものに拘泥することは、望ましいとされる家族像に人びとを当てはめることへつながり、当事者が抱いている問題を解消することと必ずしも結びつくとは限らないからである。じつさいに、家族の再統合や再生が目的とされるとき、家族という形態に固執しすぎないようにと注意が添えられたり、強調されることは多い。あくまでも、家族への傾注は、当事者が生きている家族内に目を向け、家族に対する意味づけの問い合わせと再解釈ができるように、家族に対する見方を転換するためである。その橋渡し役を第三者が務めることで、家族に対する意味の再解釈は広がっていく。

では、なぜ、当事者と家族とは切り離せない関係にあるのだろうか。それは、家族という存在自体が否定されるものでもなければ、家族内での愛情などを基盤とした関係が相対化すべきものであったとしても、このこと自体が否定されるものではないという意識がわれわれのどこかにあるためである。家族との関係をいかに築いていくのかを、自分で見出さなければ、問題は解決する気配を見せない。家族間で抱かれている愛情などの意味を問い合わせし、修正し変容する余地を残すことで、行為と意味との組み合わせを手中に収める見通しが立ってくるのである。

さらに、家族の再統合や再生が、次世代がつくる家族を射程に入れるのであれば、将来自分が築く家族をイメージし、「自立した家族」として営みを継続できることが目的とされることもあるだろう。そのためにも、問題を抱えた家族へ関心を向け、その家族に介入することは重要事項なのである。ただし、介入とは、先述したように、第三者が特定の理想像としての家族を提示し、それに問題を抱えている家族を当てはめることではない。問題の当事者が、家族との関係の築き方を問い合わせし、その意味を見出し現実化するという意味においてである。決まりきった理想となる家族像や家族観があるわけではなく、自分で見つけていかなければいけないことから、家族の再統合や再生に関する具体的な指針や共通項を示すことはできない。そう考えると、当事者が問題の意味を再解釈し、将来に結びつくように家族の意味を探していくなければならないのである。

自分で家族の意味を問い合わせるという作業は、家族との関係をめぐる自己統制を必要とする。自己への再帰性に言及することによって家族が対象として表れ、当事者による問題の語りのなかで——ここで家族が出てくる、出てこないにかかわらず——当事者と家族との関係が姿を現す。家族との関係が簡単に切れるものではないという思いがあればこそ、その関係を断ち切らないように、ゆるやかな自己統制のもと、家族との関係や距離のとり方を組み立てていく道すじがつけられるのである。ゆるやかな自己統制は、すべてにおいて完璧である自分を求めるのではなく、できないこともある自分もいると受容することから始まる。そうでなければ、家族との関係を築くことはできないし、自分自身が生きていくことは困難さを増すばかりである。ゆるやかな自己統制ができるように、第三者が気に留め補完をしてくれる環境に当事者は身をおいているといえるだろう。

(いわかわ・こうじ 社会福祉学科)

注

- (1)2004年に施行された「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」第11条には、「児童虐待を行った保護者に対する指導において、親子の再統合への配慮、児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮のもとに適切に行われなければならない」と記されている。
- (2)「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」第2条4項における児童虐待の定義では、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力が、新たにつけ加えられた。
- (3)「虐待予備軍」を抽出し、虐待の早期発見と防止について説明したもの（神原 2006）や、虐待防止に関する機関による虐待の発見と予防活動についての報告（松井 2002；徳永 2002）などがある。また、雑誌等では次のような特集が組まれている。「児童虐待の早期発見と対応」（『児童心理』2006年2月号 臨時増刊）、「虐待、DVを未然に防ぐために—発生予防、早期発見・対応の取り組み」（『こども未来』2005年12月号）、「これから虐待防止を考える」（『母子保健情報』第50号 2005年1月）「子どもを護る 育む」（『月刊福祉』2004年6月号）。
- (4)「被虐待者が虐待者になる」というレッテル貼りは、差別を助長する危険性を含むという前提のもと、小木曽（2004）は、世代間連鎖とは、虐待という行為である負のエネルギーが世代を超えて下りてくるものではなく、虐待を生み出してしまった親子の関係性が継承されていくものであると指摘する。世代間連鎖を予防するためにも、親から受けた暴力が、直接子どもへの虐待行為へと連鎖しない人にも支援は必要である。これらの人々が、子育て中に住居の不満や親戚との関係性に不満をもつなど、環境面での不満を多く感じていることから、虐待の連鎖を断ち切るには、環境面の充実を図ることが重要だと指摘される（八木・吉野・苅谷 2006）。
- (5)無知の姿勢とは、次のような第三者の取るひとつの構えや、態度、信念を指す。「第三者はひとり特権的な知識を享受できないし、また他者を完全に理解することはできない。他者から常に『教えてもらう状態』を必要とし、言葉にされたことされないことを含めもっとよく知りたいと思う。このような態度であり、信念である」（Anderson 1997=2001:175）。

参考文献

- Anderson, H., 1997, *Conversation, Language, and Possibilities: A Postmodern Approach to Therapy*, Basic Books. (=野村直樹・青木義子・吉川悟訳, 2001『会話・言語・そして可能性——コラボレイティブとは？セラピーとは？』金剛出版。)
- Anderson, H. and Goolishian, H., 1992, "The client is the expert," McNamee, S. and Gergen, K. J. eds., *Therapy As Social Construction*, Saga Publication Ltd. (=野口裕二・野村直樹訳, 1997「当事者こそ専門家である——セラピーにおける無知のアプローチ」『ナラティヴ・セラピー——社会構成主義の実践』金剛出版, 59-88.)
- 浅野智彦, 2001, 『自己への物語論的接近——家族療法から社会学へ』勁草書房。
- 江上園子, 2004, 「『母性愛』から『母性愛信奉傾向』へ——実り多き実証研究に向けた『母性』概念再考の試み」『人間文化論叢』7: 185-193.
- 冬木春子, 2000, 「当事者のコミュニケーション及び関係性」『現代のエスプリ』393: 92-100.

- Gergen, K. J. and Kei, J. 1992, McNamee, S. and Gergen, K. J. eds., *Therapy As Social Construction*, Saga Publication Ltd. (=野口裕二・野村直樹訳, 1997 「ナラティヴ・モデルを超えて」『ナラティヴ・セラピー——社会構成主義の実践』金剛出版, 183-218.)
- 畠中宗一, 2000a, 『家族臨床の社会学』世界思想社.
- , 2000b, 「診断としての『事前評価・介入・事後評価』を目指して」『現代のエスプリ』393:5-8.
- , 2000c, 「臨床社会学の対象と方法, そして課題」『現代のエスプリ』393:47-54.
- 井上眞理子, 1995, 「閉ざされた扉の後ろの不条理な『愛』の世界——家族の中の子ども」井上眞理子・大村英昭編『ファミリズムの再発見』世界思想社, 96-130.
- , 2004, 「子ども虐待への臨床社会学的介入」畠中宗一・清水新二・広瀬卓爾編『社会病理学と臨床社会学』学文社, 95-114.
- 神原文子, 2006, 「“虐待予備軍”である保護者の実態と子育て支援の課題」『子どもの虐待とネグレクト』8(1):60-71.
- 小森康永・野村直樹, 2003, 「ナラティヴ・プラクティスに向けて」『現代のエスプリ』433:5-12.
- 松井裕子, 2002, 「社会福祉協議会が行う児童虐待予防活動」『月刊福祉』85(13):34-37.
- 森真一, 2000, 『自己コントロールの檻——感情マネジメント社会の現実』講談社.
- 中西正司・上野千鶴子, 2003, 『当事者主権』岩波書店.
- 信田さよ子, 2001, 「子ども虐待へのアプローチ」『教育学研究』68(3):286-295.
- , 2002, 『DVと虐待——「家族の暴力」に援助者ができること』医学書院.
- 野口裕二, 1999, 「社会構成主義という視点」小森康永・野口裕二・野村直樹編『ナラティヴ・セラピーの世界』日本評論社, 17-32.
- , 2001, 「臨床的現実と社会的現実」中河伸俊・北澤毅・土井隆義編『社会構築主義のスペクトラム——パースペクティヴの現在と可能性』ナカニシヤ出版, 55-78.
- , 2005, 『ナラティヴの臨床社会学』勁草書房.
- 小木曾宏, 2004, 「家族援助の方法と実際(5)——『被虐待児』と『非行』問題の世代間連鎖」『千葉明徳短期大学紀要』25:3-12.
- 大日向雅美, 2000, 『母性愛意識の罠』日本評論社.
- , 2002a, 「母性愛神話からの解放」『日本小児皮膚科学会雑誌』21(2):119.
- , 2002b, 「母性愛神話の罠——子育てのあり方を考える」『月刊社会教育』46:5-9.
- 杉井潤子, 2000, 「臨床社会学における介入」『現代のエスプリ』393:72-82.
- 徳永雅子, 2002, 「保健機関が行う子ども虐待予防について」『月刊福祉』85(13):38-41.
- 内田良, 2002, 「援助実践における『児童虐待』の定義」『教育社会学研究』71:89-108.
- White, M., Epston, D., 1990, *Narrative Means to Therapeutic Ends*, Dulwich Centre Publications. (= 小森康永訳, 1992, 『物語としての家族』金剛出版.)
- White, M., 1995, *Re-Authoring Lives: Interviews and Essays*, Dulwich Centre Publications, Adelaide, South Australia. (=小森康永・土岐篤史訳, 2000, 『人生の再著述』ヘルスワーク協会.)

- 八木安理子・吉野絹子・苅野正美, 2006, 「暴力連鎖と子育て不安との関連——今後の子育て支援に向けて」『子どもの虐待とネグレクト』8(1) : 143–152.
- 山野良一, 2006, 「児童虐待問題は『こころ』の問題か」上野加代子編『児童虐待のポリティクス——「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店, 53–100.
- 山田浩, 2000, 「臨床社会学実践における社会変動の影響」『現代のエスプリ』393 : 110–118.
- 山田昌弘, 1994, 『近代家族のゆくえ——家族と愛情のパラドックス』新曜社.
- , 2000, 「『問題家族』の臨床社会学」大村英昭・野口裕二編『臨床社会学のすすめ』有斐閣, 123–148.

Reconstruction of the family in child abuse — From the viewpoint of clinical sociology —

Koji Iwakawa

Recent rise of interest in dysfunctional families has surfaced the remedial need of intentional reunification or regeneration of family. In child abuse, the awareness of the problematic family situation itself constitutes the crucial first step toward resolution, which ultimately gives the family the sense of meaning for its resolving efforts.

The process, which may be initially centered upon the child's right, will embrace the relationship between the victim and the abuser, and eventually the whole family in its scope. Professionals try to construct the contextual framework of the family, on which an interpretation of the abuse is to be worked out. The clinical sociology, a discipline seeking a practical solution to social issues, poses a question how the interpretation may lead to effective resolution in child abuse.

The family system approach is an attempt to solve the problem by way of professionals' intervention within the dynamics of the whole family surrounding the victim and the abuser. There is another approach that tries to contextualize the problematic situation, through the narrative of the clients, i.e. the victim and the abuser. The clients' narratives often open a new horizon to distinct interpretation of the issue, leading to a new solution. Narrative, when properly supported by the professionals, can provide the clients with a chance to reinterpret their relationship with their family.

Key words: child abuse, victims and abusers, professionals, family, clinical sociology